

市営建設工事請負契約書附属条件

(趣旨)

第1条 この附属条件は、市営建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）の別記条項の取扱いに関し、必要な事項並びに履行に当たり必要な事項を定めるものとする。

(契約保証金)

第2条 請負契約書別記第4条による契約保証金は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は契約の保証を要しない。

- (1) 一関市財務規則（平成17年一関市規則第51号。以下「規則」という。）第144条の規定により工事請負契約書等の作成を省略できる工事
- (2) 請負代金額が500万円未満の工事で、受注者が規則第146条第3号の規定に該当するとき

2 請負契約書別記第4条第1項第2号に規定する契約保証金に代わる担保として有価証券をもって代用する場合は、当分の間、規則第4条第2項第1号の有価証券に限るものとする。

(仕様書)

第3条 請負契約書別記第1条の仕様書は、次のとおりとする。

- (1) 岩手県県営建設工事仕様書（以下「1号仕様書」という）
- (2) 岩手県県土整備部編平成26年度土木工事共通仕様書（別冊含む。以下「2号仕様書」という。）
- (3) 特記仕様書

2 前項各号に掲げる仕様書の内容が相いれない場合は、次によるものとする。

- (1) 1号仕様書と2号仕様書の内容と特記仕様書の内容が相いれない場合
特記仕様書による。
- (2) 1号仕様書と2号仕様書の内容が相いれない場合
発注者の指示による。

(下請調書)

第4条 受注者は、工事の施工に当たり下請契約を締結した場合は、当該下請の形態の如何を問わず、7日以内に下請調書（別紙様式1）を市長に提出するものとする。

(前払金)

第5条 請負契約書別記第34条第1項の前払金は、請負代金額（工期が次年度以降にわたるものについては、当該年度の支払限度額）が500万円以上の場合に支払うものとする。この場合の千円未満は切り捨てるものとする。

2 請負契約書別記第34条第3項の中間前払金は、請負代金額（工期が次年度以降にわたるものについては、いずれかの年度の支払限度額）が500万円以上の場合に支払うものとする。この場合の千円未満は切り捨てるものとする。

(請負代金額の請求)

第6条 請負契約書別記第32条第1項、第34条第1項、第3項及び第5項並びに第37条の請求は、市長に請求書を提出して行うものとする。

(その他)

第7条 受注者は、工事の施工に当たり、自ら建設労務者を使用する場合及び下請負人が建設労務者を使用する場合は、契約締結後1ヶ月以内に建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書を添付した建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書（別紙様式2）を市長に提出するものとする。